

令和4年11月

公益財団法人 日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関
業務部管理課長 山崎 昭太郎

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。さて、近年の我が国における知的財産侵害物品の国内市場への流入は、経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入、消費者の健康・安全等への悪影響などの弊害が指摘されており、税関においては水際取締りを強化しているところです。

さらに本年10月より改正関税法が施行され、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）が輸入できなくなりました。

こうした中、大阪税関本関、南港出張所、関西空港税関支署及び堺税関支署において、本年11月14日（月）から11月16日（水）までの期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、知的財産侵害物品に関する情報がありましたら、どんな些細なことでも結構ですので、

最寄りの大阪税関の支署・出張所

又は 電話06-6576-3318 まで

ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。